

【研究ノート】

横浜正金銀行シドニー支店の関係資料の整理

石 田 高 生

はじめに

この研究ノートは、横浜正金銀行シドニー支店のオーストラリアにおける活動を明らかにするため、その主要な業務である日豪間の外国為替取引とその背景となるオーストラリアの銀行システムの変化に関する関係資料をまとめたものである。正金銀行シドニー支店は1915年8月に開設され、太平洋戦争の勃発によって1941年12月に閉鎖されるので、この研究ノートが対象する期間は1915-41年となる。

ただし、正金銀行とオーストラリアの普通銀行 (ordinary bank) との為替取引関係、特にコレス関係を明らかにする目的から、まずシドニー支店開設以前におけるオーストラリアの普通銀行とのコレスポンド・アグリメントに関する資料も紹介してみたい。この開設以前の日豪間の為替取引関係の主な資料は、オーストラレーシア銀行 (Bank of Australasia)、ユニオン銀行 (Union Bank of Australia) の Letter Book などである。両行の資料調査は、Australia and New Zealand Banking Group 公文書室に保管されている。またこれらの資料を補うものとしては Westpac Banking Co. と National Australia Bank、の公文書室の資料がある。

次に、支店開設後の両大戦間期におけるシドニー支店の貿易金融及び為替取引に関する資料については、オーストラリア国立公文書館 (シドニー分館) に保管され、現在1000個を超える大小箱が存在するとのことである。現在調査可能な資料は9系統の資料であり、それぞれの利用可能箱数は、『産研通信』45号に記載した表1の通りである。特に、同支店の信用状のオリジナル・複写、記録帳がほぼ完全な形で保管されている。また為替手形についても1938年から1941年までのオリジナルが存在する。さらに、シドニーを始めとする各税関の1939年の輸入許可状 (import licence) が約8万通も存在する。

シドニー支店の四半期及び月次の負債・資産残高表が設立当初から1942年3月までほぼ揃っており、これに付帯する説明書きやメモなども為替の売買レートと収益関係を検討するには重要なものと判断される。これらの業財務関係の資料は、頭取席要録及びその他支店の要録と付き合わせるにより、日豪間における為替取引及び資金調整の特殊な方法、また日豪の貿易金融の発展過程を明らかにするのに有益であると考えられる。シドニー支店とロンドン支店・ニューヨーク支店との関係、シドニー支店の特殊的位置を解明できるものと期待される。横浜正金シドニー支店に関する資料は、国立公文書館の他に、オーストラリア準備銀行、国立公文書館 (キャンベラ) などにも一部保管されている。

さらに、シドニー支店の開設は第一次大戦の勃発と重なり、同大戦はオーストラリアと

ニュージーランドの銀行システムに大きな影響を及ぼすことになった。影響の諸側面は、金本位制の停止と紙幣管理の必要が発生し、為替相場が管理フロート制に移行したことなどに現われた。また、1929年の大恐慌により再建金本位制が崩壊し、その後各国で外国為替取引の管理と輸出入管理計画の諸策が打ち出され、銀行の貿易金融に大幅な制限が加わることになった。

さらに、第一大戦を契機にオーストラリアにおいても、戦時公債のロンドン起債と国内起債の必要が生じ金融市場を圧迫したこと、特に貿易金融に深く関わる外貨不足問題が発生し、オーストラリアにおいてロンドン資金の管理が重要な問題となった。これらの要因がオーストラリアの銀行システムにどのような変容を強めたのか、また横浜正金シドニー支店の業務にどのような制限を加えたのか明らかにしてみたい。

こうした金融システムにおける大きな変化は、オーストラリアの普通銀行の業務及び戦略に重大な影響を与えることになったが、銀行は政府の政策内容について、政府及び銀行間の交渉を重ねその結果、新たな貨幣発行・金融システムの枠組みが作り出されて行くことになった。個々の銀行に対する政策割当については、各銀行の過去の預金額や取引量に基づいて配分されるのが原則であったが、この新たな変化に対するそれぞれの銀行の対応と銀行家の経営戦略の違いによって、種々の金融業務の配分と収益率の格差が作り出されることになった。これが普通銀行の合同の要因となっていく。

大戦間期(1920/30年代)は、国際通貨の2極化、ポンドからドルへの転換が進んだ時期であり、再建金本位制(1925 - 33年)の成立と崩壊に続き世界経済のブロック化が進行了した時期である。国際通貨システムの観点からすると、システムを構成する様々な要素が激しく変動し、その後長期に影響を及ぼす新たな要素も登場して、システム自体が不安定性を高めた時期である。特に、日豪間の対外決済に大きな影響を及ぼすのは、国際通貨の2極化の問題と1930年代の為替管理の導入の問題である。本稿では、日本、オーストラリア、イギリスの為替管理制度の導入と整備についても併せて検討してみたい。

I 横浜正金銀行のオーストラリアにおけるコルレス協定

外国為替取引には、銀行間のコレポデンス・アグリーメントが不可欠であり、日豪貿易関係においても為替決済は、横浜正金とオーストラリアの普通銀行とのコルレス協定をもとに行なわれていた。オーストラリアの普通銀行におけるコルレス網の発展と横浜正金の為替決済の仕組みを明らかにしてみたい。

資料は、Bank of Australasia, Confidential Letters from London Office to Superintendent (AA56 ~ 67), The Union Bank of Australia, Letters from General Managers to London である。

(1) オーストラレーシア銀行との協定に関して

Bank of Australasia, Confidential Letters from London Office to Superintendent.

No.3150, 7/7/99 (資料の日付は1899年7月7日を指す)

「オーストラレーシア銀行は、優遇策の提供以降、この数ヶ月を経て、横浜正金と相互的な代理店契約を取り結ぶことで一致した。横浜正金のロンドン支配人は横浜正金の本店に対してこの契約を支持していると言ったが、その回答をまだ受け取っていない。あなたの通知から、横浜正金の人たちがオーストラレーシアと直接にこの契約を結ぶことが明らかである。私は、ロンドン支配人に回答を得たか問い合わせたが、同支配人の要請で、私は横浜正金の決定前に直接手紙で我々の提案を送っている。それ故に、彼らの回答は協定が十分であるとあなたに通知があると確信している。

しばらくの間、各支店は横浜正金の信用状通知 (circular letter of credit) のもとで振出された手形を買取るかもしれない。

木曜島宛に彼らが振り出すことを調査することに関して、我々は何か協定を提案することができるか？ 彼らはそこで営業することを考慮している。おそらく何らかの協定がクインズランド・ナショナル銀行を通じて我々にもたらされるだろう。横浜正金はロンドンを通じてうまくやっている。」

No.3158 1/9/99

「我々は、以下のことを横浜正金と取り決めた。手形の取扱手数料の最低額を固定する。100ポンドあるいは1000円以下の金額の手形に対して5シリングあるいは2円50銭、横浜正金に対する取立のために本行の各支店によって送られたすべての手形 (bills) は、横浜の本店を通すべきであること、そして手形の代金 (proceeds) は、それぞれの銀行のロンドン支店に、その時点の為替レートで、持参人払い手形 (draft) で送金されるべきである。」

横浜正金は、取立のために、オーストラレーシア銀行のいくつかの支店 (限定されている) 宛に送る為替手形は横浜の本店を通じて行うことになっていた。

また貿易の取立為替手形の最終決済は、それぞれの銀行のロンドン支店に一覧払いのドラフトで送金することによってすまされた。日豪間の為替手形の受取代金は、各銀行がロンドン支店宛にドラフトを発行することによりロンドン・バランス (ロンドン資金) によって決済されることになる。

次にロンドン支店に送られるドラフトの内容を明らかにすることが課題となるが、持参人払い、その時点の為替レートで計算される以上の説明はない。また、オーストラレーシア銀行の場合、ロンドン宛ドラフトを発行できる各支店は、ロンドン支店に対する為替勘定を持っているので、同行内の処理方法について検討することになる。

「私 (メルボルンの総支配人) の No.3150 参照のこと。契約により、横浜正金銀行の本店は我々のいくつかの支店にドラフトを振り出すことができるようになった。そして、私はあなたに以下のことを要請する。あなたは、横浜正金が振出を望む支店に、横浜本店から直接、振出の通知 (advice) がなされるはずである。そしてドラフト書式の見本と署名の見本の正確な一覧表を各支店に配布するので、あなたにも送られるはずである。

ドラフトはイギリスのスターリングで振出されるだろう。発行されたドラフトの通知は、横浜本店から振出先の支店へ直接送られるべきである。各支店は、支払われたドラフトの金額をロンドン店の借方に記入すべきである。」(Confidential Letter, BA ; 4/98)

正金本店がオーストラレーシア銀行の各支店に振出したドラフトは、言うまでもなく日本からオーストラリアへの海外送金取引であり、各支店で現金化されて、その結果、オーストラレーシア銀行内では、各支店のロンドン勘定の借方に記入される。その支店は、ロンドン勘定の借方増加分だけロンドン店(本店)宛にドラフトを振出すことが可能となる。ここで注目される点は、日豪間の海外送金取引の決済がオーストラリアの普通銀行のロンドン店の為替勘定を通じて行なわれていることである。特定の支店宛のドラフトの決済もロンドン店を通じて決済された。オーストラレーシア銀行及びユニオン銀行は、本店をロンドンにおいていた銀行である。したがって、少なくとも19世紀後半から現金決済を伴わない、オーストラリア国内における支店間の内国為替の多くもロンドン店の為替勘定に振替えられて決済されていた。

No.3194, 27/4/1900

「No.3681 参照。メルボルン、シドニー、パース、ブリスベン、ロックハンプトン、タンウンズビルの我々の支店は、横浜正金本店宛に手形を振り出すことができる。リストの最後の3支店の名前は、これらの場所と日本との交通及び直接の通信がさらに便利になるときまで含まれる。

ドラフトは、C/O 329 (circular order) に記載された社員の少なくとも1名の署名がなければならぬ。支店は、振出されたドラフトの金額をロンドン支店の貸方(credit)に記帳しなければならない。」

正金本店宛にオーストラレーシア銀行各支店によるドラフトの振出は、ロンドン勘定の貸方に記帳される。正金本店がオーストラレーシア銀行の各支店に振出したドラフトと対をなした取引である。

No.3341, 30/1/1903

「横浜正金宛に振出ができる各支店に以下のことを通知してください。すなわち、将来、各種ドラフトは、「ロンドン宛一覧払いのドラフトについては現行の為替レートで支払われるべきである」という1文を記載すべきである。

本行は以下のことを通知した。すなわち日本の通貨建てドラフトは、現行の為替レートでは支払われない。しかし最近シドニー支店で発行されたドラフトの保有者はスターリングでの額面金額の支払を要請している。」

No.3388, 24/12/1903

「相互的な手数料率 (reciprocal rate of commission) は、横浜正金銀行と取り決められ、手

形の取立は、8分の1%へ引き下げられた（これまで4分の1%であった）最小手数料は5シリングあるいは2円50銭とされた。」

25/8/1905

「東アジア宛のドラフトについて

No.4063を参照。ドラフトは、チャータード・バンク及び横浜正金銀行宛に4つの支店によって発行される。」

No.3544, 9/11/1906

「横浜正金ロンドン支店の代表が今月の5日に電信してきた。そして以下のように述べた。すなわち横浜正金は、横浜の本店がシドニー支店宛に、今月20日にシドニーで支払われる30万ポンドを振出したこと、そして横浜正金のロンドン支店は、支払のために同じ日にロンドンのオーストラレーシア銀行に支払うことを要請されるというケーブルでの通知を受け取った。

ロンドンのマネージャーは、以下のように述べた。私は、オーストラリアからその問題について通知を受け取っていない。こうした大きな金額の取引は、特別の協定が必要であること、そして私は、あなたやシドニー支店が現在の条件の下で、こうした取引を好んでやるとは考えられない。

反対に、私は特別の協定はつくられていないが、その問題をあなたに任せることが望ましいと考える理由がある。その結果、確信を持って決定を横浜正金に知らせることができると。そして、私はこれに応じてこの2日のケーブルで知らせた。そして、同上4日にあなたの返事を受け取った。その結果、何も特別な協定はつくられていない。

私は以前の遣り取りで横浜正金の代表者から次のような意見を引き出している。すなわち、ドラフトの発行は、横浜正金との現行の代理店契約の強化に影響するものでない。私は彼らに知らせた。すなわち、オーストラレーシア銀行は特別な協定についての提案を検討しない。

彼らは、それから私に知らせてきた。すなわち、ケーブル・トランスファーは、ほかのところでも確保され、そして今月の20日シドニーに到着するはずのドラフトの支払を私があなたに要請することを求めてきた。・・・

その明確な限度額は、現行の協定のもとでの振出に限定されるべきである。そして、私は、検討するための機会を早急に持つだろう。」

この取引は、正金本店が30万ポンドのドラフトをオーストラレーシア銀行のシドニー支店宛に振出す方法により、正金の一種の資金調達と見なすことができる。この資金の用途（オーストラリアポンド建てと考えられる）はここでは明らかでないが、この取引は、横浜正金とオーストラレーシア銀行との間では通常の振出ではないために、特別の協定が必要であることをオーストラレーシア銀行ロンドン店が注意を促したのである。

多額面のドラフトを発行する特別の事情とは、横浜正金にとって何であったのか検討が必要である。日露戦争直後のことであり政府及び日本銀行関係資金の可能性も否定できないため、30万ポンドは誰が受取人か、またどのように利用される資金が大変興味深い。

また、横浜正金によるオーストラリア宛のドラフトの振出（資金調達：借入）が最終的には正金ロンドン支店により決済（返済）されることになっている。

No.3552, 4/1/1907

「先月31日の私の電信において、横浜正金の本店の提案の3万800ポンドをシドニー支店が保有することを要請している件について以下のように言及している。

貨幣の供与を目的とする電信送金についてロンドン店の承認を得る取引はあなたにとって望ましいことでないと、こちらでも理解している。横浜正金と我々の関係は、30万ポンドのために、あなた宛のドラフトを彼らによって新たに発行することに関しては不利益を被った。そして横浜正金との友好的な関係を再建する観点から、私は通常の方法で優れた為替操作となるように、現行の送金を効果的にすることで一致した。以下、略」

No.3812, 13/10/1911

「横浜正金は、彼らの大阪及び長崎の支店がシドニー支店宛に手形を振り出す機会があると通知してきた。そして私は、まとめられた署名の見本とシドニー支店が使用するためのドラフトの書式を同封した。振出は通常条件である。」

No.3552に取り上げられた30万ポンドに関して、オーストラレーシア銀行が「不利益を被った」という指摘はどのようなことであるかここでは明らかでないので今後検討してみたい。

また、正金本店の提案の3万800ポンドは、「オーストラレーシア銀行シドニー支店が保有することを要請された」ものであり、30万ポンドの一部を為替業務の遂行のために、同支店に横浜正金が預託すること依頼したとも考えられる。いずれにしても同支店による正金への資金供与が電信送金（T/T）を利用することについて望ましいことでないと、メルボルン店の総支配人は、ネガティブな判断をしている。

さらに横浜正金の大阪支店及び長崎支店がオーストラレーシア銀行シドニー支店宛にドラフトを振出すことを要請してきた。これに対しては通常条件の範囲で対応するとしている。

No.3845, 31/5/1912

「オーストラリアとニュージーランド宛に振出された取立手形（B/C: bill for collection）に関して、私のNo.3838を参照。次の7月1日から、代理店との相互協定において、取立手形の手数料を廃止するために、次の代理店は、将来、以下の条件で我々に対して取り立てるので注意されたし。

Bank of Montreal, International Banking Corporation, Wells Fargo Nevada National Bank もそれぞれ決めていた。

横浜正金の場合；同行の支店宛の手形は4分の1%の手数料、最小限度は1シリング、100ポンド以下の荷為替手形（documentary bills）については、郵送料2シリングとする。他の代理店との手数料のレートは、彼らが確認したときに知らせられるだろう。」

オーストラレーシア銀行は、取立手形の手数料に関して、一般的にはこれを廃止すること、また各代理店と協定を取り結ぶことを決定した。しかしいくつかの銀行は、この一般的な相互協定に参加せず、特別の条件での取引を要望した。その一つが横浜正金銀行であった。

No.3875, 13/12/1912

「私は横浜正金の通達（circular）のコピーを同封します。これには集められた署名リストを含んでおり、26支店にこの通達を配布してください。」

No.3907, 11/7/1913

「あなたのNo.4563を参照。横浜正金の本店とシドニー支店とのT/Tのための協定は今取り結ばれた。シドニー支店のために、私は極秘の署名リストを同封します。この新しい協定は、8月18日付けないしそれ以降機能するものと見なされる。」

ここでいうT/T（telegraphic transfer）に関する新しい協定の成立、8月18日付けないしそれ以降機能する。すでに前年には、オーストラレーシア銀行の26支店との取引が可能となっており、各支店への正金の署名一覧の配布を要請していた。

No.911, 8/8/1913

「Eastern Credits について

私は、横浜正金銀行との問題を取り上げ、同行の支店の利用に関して支払い方法をあなたに知らせる。」

No.3912, 15/8/1913

「Eastern Credits における横浜正金銀行の参照は、横浜正金銀行と支店に変更する。」

1/4/1915

「私は、1915年1月20日付けの横浜正金銀行からの新しい通達の配布物を同封します。彼らに取りまとめた署名に関するものである。我々の支店に配布してください。アデレード、オークランド、バララット、ベンディゴ、ブリスベン、ブローケンヒル、ケアンズ、チャターズタウン、クライストチャーチ、ダニデン、フリーマントル、ジーロン、ホバート、ロンセストン、メイトランド、マリブロー、メルボルン、ネイピア、ニューカッス

ル、パース、ポートアデレード、ロックハンプトン、シドニー、ワルナンブール」

(2) ユニオン銀行とのコレス協定

横浜正金銀行とユニオン銀行とのコレスポンド・アグリメントの内容については、以下資料を利用する。

The Union Bank of Australia, Letters from General Managers.

No.3418 Special, 8th Mar. 1905

銀行の代理店とコレスポンデントについて

「横浜正金銀行

あなたの No.3268 を参照。彼らの神戸支店は、1月24日付けのもとで、シドニー支店(ユニオン銀行)支配人に以下のように書いた。

我々は、あなたのドラフトによって我々のロンドン店に対して、収益の取立及び送金に関してあなたに送りたいので、あなたのこれらに対する手数料は可能な最低額でどれくらいの負担となるのか、そしてロンドン宛一覽払いと60日払いのドラフトをどれくらいのレートで販売するのか知らせてください。

私は、あなたが彼らにその問題について手紙を書くと、彼らに知らせ回答した。私は、提供された機会が彼らと我々との完全に独占的な代理店契約をあなたが可能にすることは喜ばしい。彼らは、取立のための手数料に関して求めてきた、しかし私はこうした何らかの手数料が負担されるとは考えていない。

私は、先の1月24日の神戸からシドニー支店支配人への手紙においてあなたの情報を引用する。

兼松がケーブルでの信用状の開設を望んでいるので、我々はコードリストを同封する。下記のシンボルを使用するかどうか？

“Agree” あなたは兼松のための信用状開設に際して特別のコードを使用してよい。

“Objection”

シドニー支店支配人は、シンボル“Agree”をケーブルで指示された。あなたも知っているように、既にいくつかの信用状がロンドン店を通じて、彼らのために開設されている。そしてシドニー支店は兼松のために信用状に基づいて、5万ポンドまで手形の取組みを定めなければならないと理解している。この件に関して、また12月15日付けロンドン店の電信を参考にする。

返済について、シドニー支店は横浜正金ロンドン支店宛に4ヵ月一覽払いを振出すことができる。そして、ロンドン支店宛の為替の4分の1%の手数料を兼松から受け取る。兼松によって支払われるべき為替、送り状に含まれるべきものとする。

横浜正金神戸支店は以下のようにシドニー支店支配人に書いている。5シリングの手数料について、我々の勘定に対して、あなたが兼松から受け取ってもよい。

No.3459, 31 May 1905

「銀行の代理店とコレスポndenツ — 横浜正金 —

了解しました。信用状の用語に関する取決めは以下のものである。

「We beg --- charges」

私は、彼らと密接な代理店契約を取り結ぶことに関して、この銀行とのあなたの交渉の結果に関心を持っている。そして私は、あなたが彼らと十分な相互理解を成し遂げるものと信じている。

あなたの更なる所見に注目している。

支配人たちは、関係する商人たちが我々の顧客であること無しには、こうした業務をうまくやることはできないだろう。その顧客たちは、横浜正金が手形を我々に送ることができるものたちである。同時に、それは支配人たちにこの問題がけっして無視できないと、理解することの重要性を思い出させることが望まれる。それゆえに私は、手形が他の銀行を通過するのを妨げるためにも、特別な方向付けを与えて、彼らの顧客を確保する利点を支店に通達することを提案する。」

No.5184, 28/7/1915

「あなたの No.4803/4

我々は、シドニーにおける決済勘定と彼らの業務の一部を約束した、しかし彼らは、そのシティーの彼らの代理店に彼らの一定割合を与えなければならない。」

No.5188, 11/8/1915

「私は8月5日付けのあなたのメッセージを承認しなければならない。

27日付、横浜正金に関するあなたの電信を参照。

レートはいくらか？ 彼らは1万ポンドから2万ポンドについてのレートを問い合わせてきた。

我々は彼らがオーストラレーシア銀行にも問い合わせていると理解している。そして、8月6日付けの私の回答を確認する。

横浜正金5日付けのあなたの電信を参照。

以前レートは1ポンド、2万ポンド以上のノート決済に対して15シリングを上限とする。銀行間のレートは、ノート・25シリング、金・10シリングである。」

No.5271, 30/9/1916

「我々の No.5270/19 を参照。

マネージャーは、以下のように監督官 (inspector) に書いた。日本側は、ここで横浜正金宛のドラフトを繰り返し求めている、我々が彼らの支店宛に振り出す協定は何もない。」

ユニオン銀行のコレス網は、1911年に、アメリカ地域で48行、アフリカ8行、アジ

ア地域に13行、ヨーロッパ地域25行が記録されている。横浜正金銀行との為替取引は、相互のドラフトの振出と支払、相互の取立為替手形の買取と送付が可能となっている。だが取引額で見ると、Chartered Bank of India, Australia, & China, Hongkong & Shanghai Banking Corporation, よりもはるかに小さい取引量に過ぎなかった。

以上のように、オーストラレーシア銀行及びユニオン銀行と横浜正金とのコレスpond・アグリメントの交渉記録から、横浜正金の対オーストラリア貿易金融・為替取引関係は日露戦争以降、本格的に取り結ばれたことが明らかとなる。その内容は、横浜本店の管理のもと主要支店宛に日豪間で相互にドラフトの発行が可能となったこと。次いで時期を同じくして日豪間の羊毛貿易を中心として、貿易金融・取立為替取引が拡大を見たこと。さらにこれら為替取引の手数料の安定化が進められたことである。しかし、為替取引の拡大に伴う為替勘定の仕組みとその決済については依然として明らかな資料を見出せない。今後調査が必要である。

(3) 横浜正金銀行シドニー支店の開設に関する新聞記事

1911年6月22日

「シンクレア (R.S. Sinclair) 氏は、ヨーロッパ及び日本の旅行の後、商業旅行者協会 (Commercial Travellers' Association) のメンバーにいくつかの有益な事業情報を伝えてくるだろう。そしてシドニーの友人に次のように書き送っている。すなわち横浜正金の取締役は、オーストラリアに支店を開設することを決定した。」(『カルガリーマイナー紙』1911年6月22日 p.6.)

1912年2月10日

「日本のシンジケート団が横浜正金を通じて南京共和国政府に500万テールの借款を提供した。」(The Capricornian Rockhampton, Qld. : 1875-1929) Saturday 10 February 1912 p 9 Article)

1915年6月8日

「横浜正金は、オーストラリアと日本との間の商業取引の便宜を提供するために、支店を開設するはずである。横浜正金とジャワ銀行はお互いに当座勘定を開設する協定を取り結び、それらは将来の国際決済のためのチャンネルになるだろうということが公式に報告された。」(Barrier Miner (Broken Hill, NSW : 1888-1954) Tuesday 8 June 1915 p 3 Article)

1915年9月21日

「ロシアは、戦争資材のための支払い問題について日本に問い合わせてきた。銀行グループの会議が横浜正金によって主催され、国債の引受に合意した。」(The Brisbane Courier, Qld. : 1864-1933, Tuesday 21 September 1915 p 7 Article)

1917年10月8日

「横浜正金の純利益は、1917年6月30日を末とする半年間に、前期からの繰入額を含めて、シドニーの代理店によって受け取られたケーブルによれば、494,000ポンドに達し、192,000ポンドが年間12%の配当に向けられる。80,000ポンドは準備金に追加され、準備金は2,210,000ポンドとなる。222,000ポンドが次期に繰り越される。」(The Sydney Morning Herald, NSW : 1842-1954, Monday 8 October 1917, p. 9 Article)

Ⅱ シドニー支店開設後のオーストラリアの金融環境

横浜正金シドニー支店は1915年8月に開設され、信用状取引、貿易金融を中心に業務を展開することになる。但し、支店開設が第一次大戦期に入り、オーストラリアの貨幣・銀行システムが大幅な変化を強いられた時期である。特に、金本位制の停止による混乱と連邦銀行制度の変化について、バトリン (Butlin, S.J.) の研究を中心に紹介する。

オーストラリア連邦銀行は、1911年に設立され、1912年に営業を開始している。1914年第一次世界大戦が勃発し1915年7月イギリスの金本位制が停止された。連邦銀行の特徴としては、政府関連業務と貯蓄銀行業務の比重が高いこと、また民間銀行業務も禁止されていないことである。したがって普通銀行の立場からは、連邦政府による金融システムへの介入とみなされた。オーストラリア紙幣は、連邦大蔵省が発行する兌換政府紙幣の一種であり、発行当初、連邦銀行に紙幣発行権限を与えられなかった。民間諸銀行も準備預金を連邦銀行に置かなかったため、金融政策の手段は限られたものでしかなかったのである。しかし大戦後対インフレ政策として、1924年の連邦銀行法によりオーストラリア紙幣の発行権が連邦銀行に移管され、その後中央銀行としての役割が整備されていく。

1924年連邦銀行法の内容で重要な点は、①連邦銀行理事会に銀行券の発行権限を与える。②商業銀行に対して、銀行間決済を連邦銀行の準備預金を通じて行なうことを要請する。③為替手形の再割引は行なわない。公定歩合を公表するなどである(石垣 [1985] p.359)。

1915年の金本位制離脱により、対外決済手段としての金の輸出入が禁止され、為替レート管理が課題となった。オーストラリア・ポンドをスターリング平価付近に維持すること(管理フロート)が、1920年代当初まで維持された。しかし1922年以降、オーストラリア・ポンドは、スターリングに対して騰貴し始めた(1924年10月 £stg.100 = £A 96/101-)。オーストラリア・ポンドの騰貴は、輸出業者を困難な立場にしたのである。(Giblin, L.F. [1951] p.9) その結果、オーストラリアの普通銀行は現金準備の枯渇、現金準備率の低下に直面したのである。

ロンドン資金の大部分は、普通銀行が保有している外国為替準備であり、金輸出入禁止によって金への転換が困難となった。さらに貿易収支の赤字化、政府の海外資金調達が必要、連邦銀行の対インフレ政策・旧平価復帰による金融引締策などが重なって、両大戦間期のオーストラリア金融界においてロンドン資金の管理が大きな問題となっていった。普通銀行は、連邦銀行によるロンドン資金の購入及び担保貸付を拒否したが、政府と銀行界

との交渉過程のなかで、連邦銀行の中央銀行への組織変更に関する一般的な世論が高まって行くことになった。

対外的にも、ブラッセル会議(1920年)・ジェノバ会議(1922年)において、金本位制の復活と、これを基に第一次大戦後の国際通貨体制の再建を求める声が高まった。これらの会議でその実現のために、発券銀行をもたない国に中央銀行の設立を進める勧告が行なわれた。オーストラリアにおいても連邦銀行の中央銀行として機能強化が不可欠であるとの認識が高まったのである。1924-29年の連邦銀行の発券準備は十分なものであった。

(1) 金本位制の停止と紙幣管理

オーストラリアにおいて金本位制は、第一次大戦の勃発によって、イギリスに続いて1915年7月に放棄された。その正式な法律行為がどのようなものであったかは以下の記述が参考となる。

「大蔵省の同意なしに金輸出を禁止することであった。法律上では、銀行券は自由に兌換できることが維持されている。金の輸出を除けば、金を自由に処分することに関する法律上の諸制限も存在しなかった。造幣支所は、旧平価で金の購入を続けており、誰にでもソブリン金貨を供給し続けていた。実際には普通銀行だけが、1,000オンスあるいはそれ以上の金を差し出していたのである。しかし銀行券の兌換は事実上不可能であり、それは金貨が大蔵省、銀行、私的蓄蔵者のもとへ姿を消していたからである。銀行は特別の顧客に限って、小額を除き金を支払うことを止めた。その結果、オーストラリア紙幣がすべての日常の目的のために金貨におき代わったのである。」(S.J.Butlin,p.356)

金貨の流通が禁止されたわけでもないのに、誰も金貨を支払に利用しなくなった。それは金貨が価値を持つものであることの反証であり、日常の支払に利用するには、あるいは他人に価値あるものを手渡すことに、人々がためらったのである。金貨が広く流通し、支払っても再び受取ることが可能であるという信頼が存在しなければ、価値ある金貨が退蔵されることになるのである。金貨で支払うことは、すなわち金貨が広く流通することには、それがその価値で支払っても受取れるという信頼に基づいていることを示している。

金貨が退蔵されてオーストラリア紙幣が広く流通するのは、金貨が戦争など不安定な状態でも価値を保持しうるものであると判断しているのである。金の内在的な価値に対する信頼を選好しているのである。その貨幣流通の空白をオーストラリア紙幣が埋めている。

「金本位制の停止は、法律上、銀行券の兌換が停止されたことでないが、一般的世論においては銀行券の兌換の不確実性が高まったのである。人々は金の退蔵がもたらす結果を恐れた。個人、企業、及び貿易は、取引と決済の混乱から資金繰りに圧迫が生じ、一時的な金融的支援が実際に必要とされていた。世論の不安は、一般に根拠のないことが多いが、貯蓄銀行に対する取付けから普通銀行の取付けに結びつくこともあった。証券取引所はパニック的な取引が拡大することを押さえ込むために、イギリスの例にならって同年9月末まで閉鎖された。イギリスが金本位制を停止したことは、輸出入決済がロンドン宛の

ポンド手形によって行なわれていたオーストラリアとニュージーランドの外国為替取引に大きな影響を及ぼした。」(S.J.Butlin,p.357)

州政府と連邦政府は、銀行と交渉の結果、公債発行とオーストラリア紙幣(note)の増発によって金融的支援を行なったのである。ここで、オーストラリアにおける紙幣流通の現状を確認しておく。従来、連邦政府大蔵省がイギリスと同品位の金貨を鑄造し流通に投じていた。また普通銀行には、銀行券の発行が認められており、金貨と多種類の銀行券が流通する混合流通であった。しかし1993年金融恐慌下で民間銀行券の支払停止が多額発生したことを遠因として、1900年代初頭のオーストラリア労働党政権は、銀行資本の肥大化を抑制するために、普通銀行の発行する銀行券に対して10%の課税を行なうとともに、連邦大蔵省が兌換政府紙幣を発行することを決めた。この兌換政府紙幣がオーストラリア紙幣である。したがってオーストラリアでは1910年代には、金貨とオーストラリア紙幣、さらに民間銀行券が流通する混合流通となっていたのである。さらに連邦銀行は、銀行資本の金融的支配を押さえ込むために設立された要因もあり、民間への貸出も提供していたので、普通銀行との競合が問題視されていた。連邦銀行は中央銀行としては十分な役割を果たすものではなかったのである。

政府による民間経済への金融的支援は、25%の金準備を必要とするオーストラリア紙幣の発行をどのように運用するかに係っていたのである。

オーストラリア紙幣の発行数及び発行額は、Australian Insurance and Banking Record (1918) p.197.を参照する。

「これらすべての動きの結果として、オーストラリア紙幣の発行は1914年6月の960万ポンドからその年末に3,210万ポンドに急増した。その増加の大部分は普通銀行からの金の移管と、州政府による多額の公債発行から生じていた。マネーサプライの純追加はまったくなかった。にもかかわらず、銀行家達は、この急増に神経質となった。しかし実際金の多くは、オーストラリア紙幣の発行の増大よりむしろ対外支払のために要求された。」(S.J.Butlin, p.358)

(2) 輸出入管理計画

「戦争の初期の混乱の後に、オーストラリアの輸出は、新しい条件すなわち一般に、高収益を生む価格の下で再び活況となっていた。…好ましい輸出状況に対する厳しい例外は、小麦であった。最初に、その状況は不作を示したが、次の年の収穫は良好であった。平時の市場が輸出の不足により閉鎖されたという事実は、1939-45年にも繰り返された。政府は、譲渡可能な小麦証券を見返りに小麦を買上げる政策をとった。銀行は貸出の担保としてそれを受入れた。この最初の収穫の貯蔵に対して、農民は1ブッシュル当たり2シリング6ペンスの貸付を受けた。そのための直接の保証は当該の州政府が行い、その背後に連邦政府が支えていた。詳細にみると多様であるが、この原則がほかの生産物、とりわけ羊毛にも適用された。すべての生産物は1916年からイギリス政府によって買取られた。そ

の結果である銀行貸付は、実際の目的にとって、連邦政府への貸付であり、その適応された機能は、個々の生産者が自分の通常の銀行と取り引きしつづけるという付随的な結果を持っていた。」(S.J.Butlin, p.359)

「1920年に銀行の貸出と為替の数値の重大な増加は、ヨーロッパ市場が崩壊したことによる。イギリスやアメリカの製造業者は、オーストラリアやニュージーランドの注文を異常なほど引受けていた。彼らの顧客が注文した商品の輸送や支払は、12ヵ月及びそれ以上に延長されたのである。両国における輸入の急増は、銀行の為替業務を増加させたばかりでなく、貸出も増加していたのである。次いで、金属、皮革などの価格が2分の1に下落した。さらに羊毛販売の失敗は、帝国政府への利息の支払が700万ポンド余りに達するとともに、新たな状況を生み出したのである。」(S.J.Butlin, p.367)

「1921年3月までに、スターリング相場は6%のプレミアムであった。政府は、金生産者協会の輸出、直接に新たに採掘された金について認めることを除けば、金の輸出は認めなかった。1920年のオーストラリアの関税は、輸入の流れをいくらか食い止めた。その間、イギリス・オーストラリア羊毛販売協会の形成は、戦時の大規模な在庫を徐々に処分することにより、羊毛市場の回復を可能にした。買手に対する供給の制限や信用供与の規制は、1921年の恐慌・危機を乗り切ったあとの急激であるが短期的な景気後退を救済するのに役立った。」(S.J.Butlin, p.367)

(3) 戦時公債の発行問題に関する資料

「政府は国内市場において戦時公債を大規模に発行することに転換した。最終的にはニュージーランドの戦時公債の発行額は82百万ポンド、そのうち55百万ポンドは国内で調達され、またオーストラリアは188百万ポンドが国内で、92百万ポンドが海外で調達された。こうした大規模な政府資金調達は両国にとって新たな展開であったが、固定預金の初期の動きと逆行するものであった。1915年中頃以降、オーストラレーシア銀行とユニオン銀行は、他の銀行とともに、さらに好まれる条件を提供することによって、固定預金を獲得し増加させることを求めた。年末までに、公債発行と競合を引き起こしたので、預金金利に対する法的規制が導入されることになり、その過程で、銀行が貿易金融に必要な資金について特別な調整が必要であると強調された。」(S.J.Butlin, p.361)

「輸出のために工夫された方法が戦時公債にも適用される時が来た。両国において、銀行は公債の購入のために顧客に貸付をした。また徐々に両政府はこれを促進した。1917年までに、ニュージーランドにおいては、戦時公債を購入する顧客への銀行貸付額は「政府証券」(法貨制紙幣が発行されるのに対して)とみなすことができた。オーストラリアにおける究極的な発展は、1918年始めの正式協定である。すなわち銀行の顧客は、戦時公債の応募額の90%を借入れることができること、また銀行は要求された現金額に対して大蔵省から紙幣を借入れる権利を持つこと、これによって戦時公債の消化が達成されたのである。オーストラリアの戦時慰労金債(war gratuity bonds)の発行は、連邦政府に対

する銀行の貸付額に相当しており、公債発行に必要な資金は連邦銀行の紙幣の貸付によって賄われたのである。」(S.J.Butlin, pp.361-362)

横浜正金シドニー支店から頭取席への報告の中で、オーストラリア公債の発行について、連邦政府債500万ポンド、南オーストラリア州政府債300万ポンド、ニュー・サウス・ウェールズ州政府債700万ポンド、シドニー市債100万ポンドとの記載がある。そしてこのおよそ半分がオーストラリア国内で調達されること、そのために資金が必要となることが報告されている。また、小麦の輸出が不調であり為替相場の引下げが組合銀行間で協議中である。(頭取席要録第33号、1922年2月14日、SP1099/S98, Box5) 顧客に対する為替売買相場については、銀行間で協議していたことが明示されている。また横浜正金もオーストラリアの銀行協会に加盟していたのか確認が必要であるが、為替相場や金利に関して他の銀行と協議していたのである。

(4) 貿易金融とロンドン資金の管理

「終戦後の2年間に、外国為替の急激な危機が成長した。そしてその厳しさは全く予期せぬものであった。1920年6月にチャンバーズ (Chambers, A. H.) は、ユニオン銀行の取締役会に対して、連邦銀行の最後通牒を受入れることを助言したと記述している。すべての銀行は、ロンドン資金を大量に持っており、連邦銀行は国内公債に対する月350万ポンドの利息を支払わざるを得なかった。諸銀行に以下のように通知した。すなわち、もしスターリングで支払を受入れないならば、スターリングを実質的に割引いて売り出すだろうと。そしてその当時、ユニオン銀行のそのシェアは31万ポンドであった。数週間のうちに状況は完全に逆転した。そしてすべての銀行はロンドン資金の不足に対して必死になった。」(S.J.Butlin, p.366)

「1920年の危機は、オーストラリアとニュージーランドに影響した。その後、オーストラリア紙幣の管理に関する新たな困難が起こる。同年大蔵省の管理は、連邦銀行と連携する紙幣管理局 (note board) によって置き換わった。同行はミラー総裁 (Miller, D.) が議長を務めた。しかしその有力なメンバーは、ガーバン (Garvan, J.) であった。後に、彼は、連邦銀行取締役会の初代議長となった。彼が紙幣管理局において成功をおさめた政策は、銀行界の批評によるとデフレーションとして、また彼自身によるとインフレーションの抑制として表現された。」(S.J.Butlin, pp.367-368)

正金シドニー支店の為替持高の報告(頭取席要録1923年、SP1099/S98)をみると、日本向為替買持高2万8千円とロンドン向為替売持高95万1千ポンドとなっている。この為替持高の特徴は、金額は大きく変動するものの構造的なものであり、変化することはない。その理由は、日本との為替取引が羊毛取引をはじめとしてオーストラリアの輸出超過であり、正金シドニー支店がオーストラリアの輸出者から取立為替手形の買取額が被仕向けの取立為替の金額よりも多かったことを示している。また、ロンドン向為替売持高が多額である理由は、日豪間の貿易決済の多くがポンド建てのロンドン宛為替手形で行な

われていたこと、これに関連してシドニー支店では送金為替の発行が必要であったことと考えられる。

シドニー支店の為替取引の構造を明らかにするために、さらに詳細な資料を必要とするが、決算規定メモ(手書き)において以下の為替集計表が作成されていたことが分かる。期限前手形割戻残高内訳表、外国貨幣残高内訳表、割引手形種類内訳表、当所代金取立手形残高内訳表、他所代金取立手形残高内訳表、外国為替引受損益内訳表、外国為替予約内訳表、利付為替手形店別帳残高内訳表、内地取引銀行と為替取引明細表の説明があり、これら表自体は確認できないがその作成メモ書き及び注意書きがあり、これを参考に検討してみたい。Bank of Australasia (Melbourne, SP1099/110)

横浜正金銀行と Bank of Australasia と決済勘定の記録(1925～26年)

金額と日付が印字され、日本の各支店名及びオーストラリアの取引相手が手書きで記載されているので、為替関係の決済がオーストラレーシア銀行を通じた支払が行われていた記録である。Bank of Australasia (Melbourne, SP1099/110)

(5) 普通銀行の合同運動

こうした金融条件の激変によって、オーストラリアの銀行合同は、1910～1932年の間に進行していくことになる。第二次大戦以前で最後の銀行合併となる1932年の Australian Bank of Commerce と Bank of New South Wales の合併以降、普通銀行は12行となっている。

第一次銀行合同は、1993年金融恐慌直後に展開されたので、この時期の合同は第二次合同と呼ぶことにする。オーストラリアの銀行数、預金・貸出の推移に関する資料は、Australian Insurance and Banking Record, Australian Banks of Last Published Balance Sheets である。

- ① Royal Bank of Queensland と Bank of North Queensland は、1917年に合併、Bank of Queensland に名称を変更し、さらに1922年に National Bank of Australasia に吸収合併されている。
- ② City Bank of Sydney は、1918年に Australian Bank of Commerce と合併し、さらに1932年に Australian Bank of Commerce は Bank of New South Wales に吸収合併されている。
- ③ Bank of Tasmania は、1917年に Commercial Bank of Australia に吸収合併されている。
- ④ London Bank of Australia と Commercial Bank of Tasmania は、1921年に、次いで Royal Bank of Australia は1927年に English Scottish and Australian Bank に吸収合併されている。
- ⑤ Bank of Victoria は、1927年に Bank of New South Wales に吸収合併されている。

1930年代における横浜正金銀行関係の撰取資料としては、頭取席要録の他に、ロンドン支店の要録及び要録付録(London Bulletins, SP1099)、ニューヨーク支店要録、メモ、及び日誌(New York Bulletins, SP1099/S98)などがあり、今後、これらの資料を検討してみたい。こうした検討を通じて、ロンドン支店を中心とした横浜正金銀行の金融活動と、これに関係してオーストラリアの金融情勢の変化、またシドニー支店との関係の変化、さ

らにシドニー支店とニューヨーク支店との関係についても展望することができると期待される。

Ⅲ 1930年代後半の為替管理

1929年大恐慌の影響は、海外からの借入が急激に減少して、オーストラリアが対外準備の不足に直面したことであった。特に政府の海外資金調達が困難となった。また輸出価格も急激に下落した結果、スターリングを始め取引する主な諸外国通貨に対して、オーストラリア・ポンドの下落が25%にも達したのである。貿易収支は単年で大幅赤字を記録した。それゆえに対外準備は、普通銀行が業務遂行上必要とする最低水準に陥ったのである。連邦銀行は、普通銀行を通じて厳しい輸入制限、積極的な為替介入をとることになった。

さらに大恐慌の影響は失業の増加である。1929年に労働組合の構成員の11%、1931年には28%に上ったとの指摘がある。1929年以降、税収の落ち込みから財政赤字が急激に増加したこと、政府の赤字のファイナンスが民間銀行に求められた。オーストラリアとニュージーランドにおいて、不況からのターニングポイントは1932年の始めであった。続いて速やかな回復の数年を経て第二次大戦期に向かう。但し、日豪関係で見ると、日中戦争の勃発が大きな陰を落すことになる。資料は横浜正金銀行のシドニー支店の「Policy Holder」が主なものである。

(1) 日豪間の対外決済とシドニー支店の為替業務

① 1929年後半から国際収支の悪化、大不況の影響、対外準備の減少。

② 1929年連邦銀行法の改正の内容については以下の通りである。

金保有に関する情報収集権、自由裁量的金購入権限の獲得。

オーストラリアからの金輸出禁止の実施。

オーストラリア国内における金に対する支配権を獲得。

③ ロンドン資金動員協定 (Mobilization of Agreement for London Fund)

政府の海外借入の利払い等に利用するための政府と民間銀行との協定。

政府・連邦銀行は、ロンドン資金の内容及び量について、正確な情報さえ持っていなかった。ロンドン資金についての支配権を持つのは国家防衛統制においてである。

(2) オーストラリアの対日規制の始まり

日中戦争の勃発以降、1930年代後半からオーストラリアの対日貿易・為替規制が始まり、シドニー支店の為替業務に大きな影響が生じてくる。この詳細をまとめることは、当時の為替管理の仕組みを知る上で重要と考えられる。

これらの研究資料については、横浜正金銀行関係の撮取資料における Policy Folder (SP1099/142) としてまとめられたものと、「輸出入許可証」(Import Licence, SP1099/132)

がある。特に、前者の資料を中心に紹介することにする。また「輸出入許可証」は、当時の日豪間の貿易構造を詳細に知る上で重要なものである。これらの検討を通じて、シドニー支店の1930年代の業務及び経営を明らかにしてみたい。

Policy Folder (SP1099 /142) は、2つの箱がある。この中には、1939年以降の輸出入規制及び為替管理に関する内容が主なものである。また、輸出為替管理法に対する得意先、及び連邦銀行関係書類のフォルダーがあり、その中に1941年7月29日付け、連邦銀行よりシドニー支店長に宛て発信された書類がある。これは国家安全（為替管理）規制に関して、三井物産の信用状（No.C533、金額287/13/-）を承認しないことを伝えるもので、物産による牛脂の買取りが拒絶されたことを意味している。1941年7月の時点で、既に日豪貿易は連邦銀行の監督下に置かれていることが分かる。

1941年4月12日付頭取席為替課の「管理メモ」には、「改正管理法及び其の省令中重要改正要点」がある。また、1941年4月15日、管理公信第947号（海外送金係、内地預金係）、頭取席為替課より内外各支配人席に対して、在外邦人事業家外貨利益金が本邦内円預金となった場合、その払出に対する委託支払包括許可（4月～9月分）とある。

①日本政府：通商擁護法の発動1936年6月：濠洲からの羊毛・小麦などの輸入の禁止。

②オーストラリア政府：日本からの輸入の許可制を導入（1936年7月）。

③頭取席要録172号、1936年（昭和11年）8月1日、シドニー支店より

「28日発、貴電参照相成り候、関税関係当店保証拒絶に対し、関税局（Department of Customs）へ照会したる處、」とある。

④日豪通商暫定協定の成立：1936年12月：豪関税引下げ、日本綿布・人絹布の輸出規制。

⑤羊毛の輸出許可制。

⑥1936年王立委員会報告の内容；貨幣・銀行制度委員会（1937年8月報告書）。

海外要因を受けやすい一次産品の輸出の比重が高いこと。

輸出価格の変化が対外準備・銀行の流動性に影響すること。

中央銀行がその有効な手段をもっていなかったこと。

オーストラリアにおける中央銀行のあり方を検討する。

(3) 金融・為替管理下における正金銀行シドニー支店

第二次大戦の勃発に伴い為替相場の変動に対して、国際間の為替相場協定が成立したが、横浜正金銀行がその内容を一覧表としてまとめたものがある。それは「我国の対英対米為替相場協定略史」の第二表と第三表であり、以下に掲載する。

我国の対英対米為替相場協定略史第二表

第二次欧州大戦直前より現在に至る我国相場変遷

昭和14年11月15日

1939年8月10日；先物従来対英 Flat, 対米 2mos flat, 1/16down every 2mos

- 22日；独ソ不可侵条約発表
24日；イングランド銀行4%に引上げ
26日；欧州政情不安濃圧；英国平衡資金ポンド維持放棄
29日；対米先物毎月1/16down；対英買相場も変更協定（買相場引上）
- 9月 1日；独波開戦
4日；英独開戦；英国為替管理発布
5日；英国臨時休業を命ず；金塊相場168s.に固定
6日；英国対米売買公定相場を発表
15日；英国対米公定買相場変更；我国対米23 5/6に据置暫定
28日；イングランド銀行3%に引下げ
29日；英国公定相場により対米買相場決定に協定
- 10月 2日；四日イングランド銀行回章；
 英本国への輸入資金はポンド又は輸出国通貨によるべし
7日；ヒットラー演説に下落
9日；対米先物協定；2mos 1/16down あと6mosまで1/8down
14日；チェンバレン演説に下落
25日；対米基準変更、対英先物2mos 1/32up
26日；イングランド銀行2%に引下げ
- 11月13日；対英T.T.買相場3/32up
 先物はN.Y.直先開きによるScaleのlistによる

我国対英対米相場協定略史第三表 昭和14年11月15日

昭和12年8月21日；第一回対英為替協定（1937）

対英1シリング2ペンスとする

90日 Bank bills rate 1/21/16とする

その他の通貨為替は各行合理的にこれを定める

本邦刻下の国策たる為替相場水準維持に協力する

昭和13年3月23日；第一回対米為替協定（1938）

- (1) 対米最低相場を前日の対英クロス大引相場より対英1シリング2ペンスにて裁定したる相場によること。
- (2) 米英クロスに激変ある場合は右によらない
- (3) 電信買相場及び期限付手形買相場の決定
- (4) 先物相場の決定。
 - a) 4月末日まで； 1ms flat. 2nd ms 1/16 down, 3rd ms 1/8 down
 (3月中は3/16 down), 4th ms 以上 1/8 down.
 - b) 5月より； 2ms flat. 3rd ms 以上 1/16 down

右先物 scale は、同年8月3日下の通り変更

2ms flat. 3rd-5th ms 1/16 down. 6th ms 1/8 down.

先物は原則として6ヵ月とすること、7ヵ月以上のものは銀行出合いある場合に限る
昭和14年8月29日；為替相場変更協定

- (1) 対英 A/S 及び期限付手形買相場の変更（買相場引上げ）
- (2) 対米 先物相場変更：毎月 1/16 down 但し7日間は flat
但し売買共に同じ規模

昭和14年9月15日；対米相場臨時措置

ニューヨーク米英クロスにかかわらず当分 23 5/16 に据置く

---- @ 400 Basis

理由：Sept.13 London 公定相場 402, 406 となりおるにかかわらず、ニューヨーク市場において下押し 400 1/8 に引けたるは特殊売、人気に基づく不健全現象にしてたとへ一時4ドル台を割れを演じるも結局、遠からずロンドン公定相場に鞆寄せするは必定よって、昨日大引 N.Y. 391 なるも前日の相場 23 5/16 に据置く

昭和14年9月29日；為替相場変更協定；対米

- (1) 米英クロスによること適当ならざると認められるときは、大蔵当局の承認を得てイングランド銀行公定相場によることを得ること
- (2) T.T. 売相場を前述所定の相場によるときは電信買相場はイングランド銀行対米買相場より1シリング2ペンスをもって裁定したる相場によること
- (3) 先物相場最初の15日は flat とする

昭和14年10月9日；為替相場変更協定

- (1) 対英期限付手形相場の変更（買相場引下げ）
- (2) 対米先物開きの変更（毎月 1/16 down は開き過ぎのため縮小）

15 days flat. 3rd ms まで 1/16 down それより 6ms まで 1/8 あと 3/16 down

昭和14年10月24日；本邦為替対米に基準変更に基づく為替協定

- (1) 対米為替

- 現物
- (1) T.T. 売相場を 23 7/16 とする
 - (2) T.T. 買相場を T.T.Selling より 1/32 高とする
 - (3) A/S 及び期限付手形相場の決定

先物 現物と flat とする

- (2) 対英為替

現物 (1) T.T. 買相場は前日の対英クロスレート大引相場を 23 7/17 をもって裁定したる相場による。刻みは 1/16 端数四捨五入

- (2) 米英クロス激変あるなどこれによること適当ならずと認める場合は、大蔵省当局の承認を得てこれに寄らざること

(3) T.T. 買相場は T.T.Selling より 1/32 高とする

(4) A/S 及び期限付買相場の決定

先物 15days flat 2nd ms まで 1/32

4ms まで 1/16 6ms まで 3/32

7ms 以後 1/8up

買相場先物も同率の開きなること (二ヵ月 1/32 up)

(3) 利付手形利息

一、支那 (香港を除く) 又は満州関 (東州を含む) 向け I/B は 4.5% p.a.

二、その他は 5%p.a.

三、輸出手形 Clean bill 等にして手形金額に対し一定の利息を課するもの全部に適用する

昭和 14 年 11 月 13 日 ; 為替相場変更協定

(1) T.T. 買相場は T.T.Selling より 3/32 高とする

(2) 先物買相場は前日の対英クロス先物大引け相場により現物相場に別表所定の開きを付す、相場開は四捨五入 (別表とは Cross 直先開き 1 セントごとに 1 ヶ月より 7 月までの一定開きの表なり)

(3) 買相場先物も同率の開きなること

(4) ニューヨーク先物立たざるとき、並びに前二項によること適当ならざると認める場合は別途これに定める

(4) 第二次大戦下のオーストラリアの戦時規制

1. 1937 年 7 月日中戦争の勃発 : 日本の戦時統制の開始 :

羊毛・綿花の輸入制限の開始

2. 戦時統制の現状 (National Security, Regulations) ; オーストラリアと日本

3. 銀行規制・為替管理政策 (Regulation Policy on Banks and Exchange)

4. 諸国戦時為替管理 ; 貨幣制度の調査 (1938 年 6 月)

調査資料第 44 号、最近の各国貨幣便覧 ; Inquiry on Monetary System in World

5. 戦時禁制品の発表 ; 英国戦時禁止品 (1939 年 9 月 7 日)

ドイツ向け荷物に対する英国官憲の処置の件

仏国向け輸出に関する件

英国における対敵取引禁止法

商品の禁止 : 本邦船のドイツ品積み取りその他の件 (極秘)

7. 資料番号 : CNL34 の要約

① 文第 139 号 : 各店取組手形付属荷物に対する戦時保険の事

1939 年 (昭和 14 年) 9 月 5 日、内地各支店支配人席 — 頭取席外国課

② 欧州大陸向送金為替取組の件、1939 年 (昭和 14 年) 9 月 8 日

内地各支店支配人席 — 頭取席為替課

③インド政府郵便物検閲の件

(5) 太平洋戦争下の横浜正金銀行

1. 日独伊三国軍事同盟：1940年（昭和15年）9月27日

①コモンウェルス銀行の新為替管理 1940年（昭和15年）8月28日

②プール制度（Pool System）の内容

輸出為替円表示の件；今般大蔵省においては豪州向輸出及び豪州を支払地とする為替については米貨、又は特殊の事情ある場合を除きなるべく円貨為替によること、かつ支払条件は原則として短期ドラフトまたは銀行確認L/Cとすることの方となりしにつき右通報。

2. 正金各海外支店の対応

ロンドン支店の要録の検討、ニューヨーク支店の週報の検討

3. 日本の領事館・公使館の海外送金の問題

①国庫送金問題

②羊毛輸入関係書類；1941年（昭和16年）大蔵省令第10号外国為替管理法施行

4. 敵国条項（Enemy Act 1939-1940）

5. オーストラリア高裁の主要登録（The High Court of Australia, Principal Registry, No.18 of 1942）敵国条項を適用する問題、横浜正金銀行問題。

6. 証拠物件・書類：オーストラリア連邦、敵国条項を適用。

横浜正金銀行の暫定監督官の指名 Exhibits No.1-15,

A.P.A.Chambers,9 Dec.1943 (5/26,271-296)

Commonwealth of Australia, Trading with the Enemy Act 1939-1940,

Appointment of Interim Controller on YSB

Enemy Property, YSB

7. 連邦銀行の管理

撰取資料のリスト

撰取資料の追加リスト（5/26,313-314）資料紹介

敵国条項を適用 1939-1957, 安全保障規制（敵国資産）

National Security (Enemy Property) Regulations (5/26,316) 資料紹介

関連研究史・参考文献

横浜正金銀行シドニー支店の関係資料

Bank Statement (SP1099/109)

Accounts (SP1099/129)

Import Licence (SP1099/132)

Letters of Credit (SP1099/137)

Bills Paid (SP1099/141)

Policy Folder (SP1099/142)

General Affairs and Bulletins (SP1099/S98)

London Bulletins (SP1099/98)

New York Bulletins, (SP1099/S98)

* オーストラリア国立公文書館で公開されている横浜正金銀行シドニー支店の資料は、9系統のものである。()内の記号は同公文書館のシリーズナンバーであり検索記号である。それぞれのシリーズナンバーには、多くの場合複数のボックスがある。

オーストラリアの普通銀行の関係資料

Bank of Australasia, Superintendents Office, Letter Book, (A/91)

Bank of Australasia, Superintendents Office, Secretary Confidential Letters, (A/28)

The Union Bank of Australia Ltd., General Managers Office, Letter Book.

関連研究史・参考文献

Giblin, L.F. [1951] The Growth of Central Bank, Melbourne University Press.

Butlin, S.J. [1961] Australian and New Zealand Bank, Longmans, London.

石垣健一 [1985] 『オーストラリアの金融システムと金融政策』神戸大学経済研究所

高村直助 [1988] 「シドニー支店の羊毛貿易金融」(山口・加藤 [1988] 『両大戦間の横浜正金銀行』東京大学出版会、所収)

浅井良夫 [2012] 「戦後為替管理の成立」(成城大学『経済研究』第195号)

平岡賢司 [2012] 「世界大恐慌と国際通貨制度」(国債銀行史研究会『金融の世界史』悠書館)

平岡賢司 [2016] 『再建金本位制と国際金融体制』日本経済評論社

山口・加藤 [1988] 『両大戦間の横浜正金銀行』東京大学出版会